

「とっとり SDGs 未来都市選定記念フォーラム」実施及び動画コンテンツ制作業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

「とっとり SDGs 未来都市選定記念フォーラム」実施及び動画コンテンツ制作業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的・内容

本県での SDGs の普及啓発及び実践拡大の強化期間となる「とっとり SDGs シーズン 2022」のクロージングイベントとして開催する「とっとり SDGs 未来都市選定記念フォーラム」（以下、「フォーラム」という。）に関連して、フォーラムの企画（講師選定・手配含む）・運営及び、フォーラム基調講演内容の動画コンテンツ化を行う。

なお、詳細は「とっとり SDGs 未来都市選定記念フォーラム」実施及び動画コンテンツ制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

(4) 予算額

金 2,800,000 円（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 法人又は法人格のない団体であって、法人格のない団体にあつては、代表者の定めがあること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）の統制の下にある団体は除く。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(3) 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

(4) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、次のいずれかの業種区分に登録されていること。

ア 「イベント・広告・企画」の「映画・ビデオ制作」

イ 「イベント・広告・企画」の「広告・広報」

ウ 「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」

エ 「イベント・広告・企画」の「その他」

(5) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。

(6) 鳥取県（以下「県」という。）との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(7) 令和4年10月7日（金）から本業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(8) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 評価方法及び選定方法

(1) 提案の評価は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容により、とっとり SDGs シーズン 2022 戦略的発信業務等公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、評価要領（別添3）に基づき、審査員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して、最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順

に順位付けを行なう。

- (2) 審査結果は、インターネットの鳥取県令和新時代創造本部政策戦略監新時代・SDGs 推進課のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/sdgs/>) で公表するとともに、全ての提案者に通知する。
なお、公表については、全ての提案者の順位及び得点とし、提案者名については、最優秀提案者のみ公表する。
- (3) 審査の経緯は公表しない。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

4 手続等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県令和新時代創造本部政策戦略監新時代・SDGs推進課
電 話：0857-26-7644
ファクシミリ：0857-26-8111
電子メール：sdgs@pref.tottori.lg.jp
- (2) 実施要領等の交付
この「とっとり SDGs 未来都市選定記念フォーラム」実施及び動画コンテンツ制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書は、令和4年10月7日（金）から同月27日（木）までの間に、インターネットの鳥取県令和新時代創造本部政策戦略監新時代・SDGs 推進課のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/sdgs/>) から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。
ア 交付期間及び時間
令和4年10月7日（金）から同月27日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
イ 交付場所
（1）に同じ
- (3) 参加の意向
この公募型プロポーザルに参加する意向のある者は、令和4年10月19日（水）までに参加意向確認書（別添1）を（1）の場所にファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。
ただし、ファクシミリの場合は（1）の場所へ電話連絡の上、提出すること。
- (4) 質問の受付
ア 実施要領について質問がある場合は、質問書（任意様式）を作成し、令和4年10月13日（木）までに（1）の場所に電子メールにより提出すること。
イ 質問及び回答内容を、令和4年10月17日（月）までにインターネットの鳥取県令和新時代創造本部政策戦略監新時代・SDGs 推進課のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/sdgs/>) に掲載する。

5 企画提案書の作成・提出等

- (1) 提出書類等
ア 企画提案書（別添2） 6部
20ページ以内（企画提案書、提案内容及び内容を補足する参考資料を含む。）とし、提案内容は別添2の2提案内容に記載した事項を必ず明記し、A4版用紙で提出すること。
イ 受託費用見積書 1通
経費の明細を算出し、その経費（内訳を含む）を記載し、消費税を含めた見積金額とすること。
併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。
ウ 定款、規約、会則等 1部
定款、規約、会則、役員名簿及び団体の組織図
- (2) その他留意事項
ア 企画提案書は、原則として返却しない。なお、県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文

書の開示の対象となるが、提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

イ 最優秀提案者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし契約締結前であっても、提案者に帰属するものとする。

ウ 最優秀提案者に選定されなかった者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属する。

エ 県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

オ 2の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

カ 企画提案書の提出後、企画提案書に係る個別事項に疑義がある場合は、県から質問することがある。

キ 企画提案書は1者につき1案とする。

ク 企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

(3) 提出方法及び提出期限等

ア 提出方法

持参又送付とする。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9条に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によりウの提出期間内に必着のこととし、併せて4（1）の場所に電話連絡すること。

イ 提出場所

4（1）に同じ

ウ 提出期間及び時間

令和4年10月7日（金）から同月27日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は同月27日（木）午後5時までに必着とする。

(4) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書、虚偽の記載がなされた企画提案書又は実施要領に違反した者の企画提案書は無効とする。

6 プレゼンテーションの実施

次により、企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。なお、具体的な日時、場所等を提案者に後日通知する。

(1) 実施予定時期

令和4年11月上旬

(2) 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁内会議室又はオンライン

(3) 持ち時間等

プレゼンテーションは一提案につき20分程度（企画提案書等の説明（10分程度）、質疑応答（10分程度））

7 契約に関する条項

(1) 契約の締結

審査会による審査の結果、最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、3により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

(2) 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 参加経費

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 暴力団排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

ア 暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が個人事業者にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

8 契約までのスケジュール（予定）

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次の予定とする。ただし、企画提案書等提出期限以外は状況に応じて前後する場合がある。

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和4年10月7日（金） |
| (2) 質問期限 | 令和4年10月13日（木） |
| (3) 参加意向確認書提出期限 | 令和4年10月19日（水） |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和4年10月27日（木） |
| (5) 審査会の開催 | 令和4年11月上旬 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和4年11月上旬 |
| (7) 契約前協議、見積依頼 | 令和4年11月上旬 |
| (8) 契約締結 | 令和4年11月上旬 |